

3月の安全・衛生・防災管理・活動

— 4月からの新年度を安全に過ごすために —



新年度は…

年度末の3月は例年、期末の駆け込み作業などで非常作業が増加します。また、人事異動や組織の変更などで人心が不安定になり、事故や災害が起こりやすい時期です。

4月からは建設や運送業をはじめ、各業種で労働時間等が規制される「24年問題」に伴う影響で、関係事業場を含めて働き方などに混乱が

生じて事故や災害のおそれがあります。

▼労働災害は各業種で増加傾向

労働災害は職場の安全衛生管理の歪みから発生するものです。3月は特に年間を見通して特段の管理と活動、注意が必要です。

▼安全衛生管理・活動の活性化と習慣化

協力会社の従業員を含めて、4月から配属されてくる新人者や転入者等に対して、安全衛生規定や4Sのルール、作業手順書などの整備を行うとともに、職場の先輩として手本になるよう、習慣化を図っておくことが大切です。

▼3月に多くなる非常作業

作業前には関係者と作業方法・作業手順等を確認し、ミーティングやリスクアセスメント、KYK(危険予知活動)をしっかりと行いましょう。

▼3月は寒暖の差が激しい
車の運転や職場の設備等に思わぬトラブルが予測されます。

また、インフルエンザや風邪、コロナ、「季節性うつ病」も心配です。衛生管理や健康管理にも一段の取り組みと注意が必要です。

職場の「異常状態」を早期発見・早期対策

— その慣れや油断が重大な事故や災害に —



職場の事故や労働災害は、何の前触れもなく突然発生するものではありません。まず、「潜在危険」があり、その危険が「異常状態」として表面に現われ、他の危険要因と重なって事故や災害となるのです。したがって、これらの「異常状態」を早く察知して、直ちに基（もと）から取り除く必要があります。

職場では一見、環境や設備、作業者の行動などが正常であるように見えますが、設備や機械等は時間とともに摩耗や老朽化等で不安定な状態に向かつており、人も、慣れや油断で不安定な行動を行いがちです。

これらの「異常状態」を放置していると、やがてそれが取り返しのできない事故や災害に発展してしまいます。

「異常」は早期に、小さいうちに発見すればするほど、正常に戻すことは容易であり、そして大事に至ることを防ぐことができます。

したがって、日頃から日常の作業や始業前の点検等の中で、機械などの異常な音や臭気、不良の材料や工具等、小さな異常も見落とししたり黙認したりせず、原因を究明して対処することが肝要です。

作業手順の省略や必要な保護具の不使用方法などの不安定な行動が、本人や周囲の人達の悪い習慣にならないように、気がついた人は注意したり忠告したりして是正することが、本人のためにも職場の人達のためにも必要です。

現場の「一人作業」の安全心得

— 一人作業に対応した作業手順の見直しを —



最近、多くの職場において作業方法の合理化や省力化が進んで、これまでは複数人で行っていた作業が、一人作業(単独作業)や少人数作業になってきています。

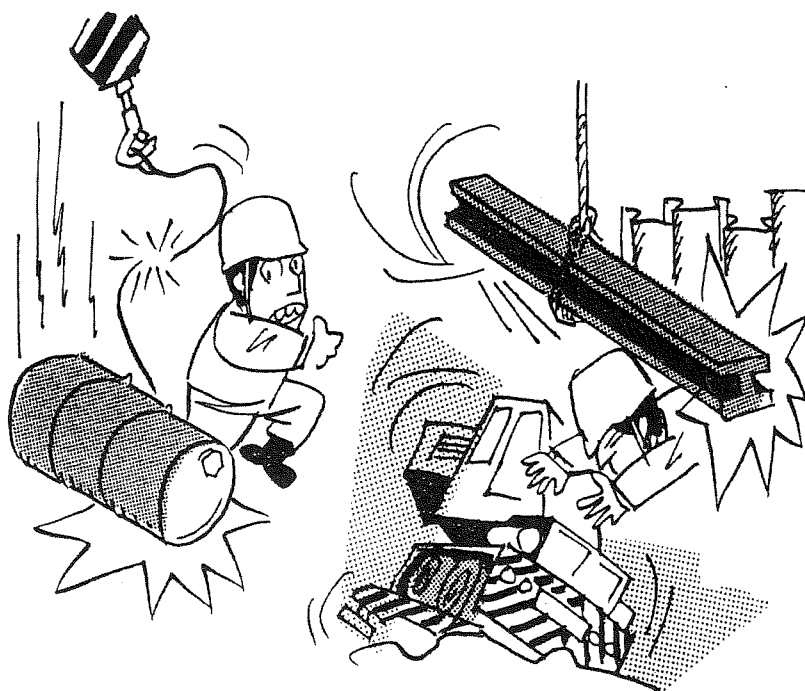
現場での一人作業は、危険性の判断が片寄ったり、事故などが発生した場合、発見が遅れて処置ができなかった等の問題が発生しています。

一人作業を前提とした次のような特別の安全対策が必要です。

- ▼設備や機械等については、一人作業に対応した自動化、安全化を進める。
- ▼安全作業規程や作業手順等を一人作業に対応するよう見直す。
- ▼作業トラブル等が発生したときは、一人で解決しようとせず、監督者等の指示や応援を受けることを制度化する。
- ▼「二人KY」を習慣化し、徹底を図る。
- ▼監督者や作業主任者等は、巡回チェックや指導を計画的かつ頻繁に行う。
- ▼緊急時の対応マニュアルを整備して教育し、だれも見やすい場所に掲示しておく。
- ▼作業前には必ずミーティングを行い、だれが、どこで、どんな作業を行っているか、皆で共有する。
- ▼一人作業で転倒したり急病等で倒れた場合の報知手段を検討し、備える。
- ▼本人はもとより、お互いの心身の健康状態に関心を払う、などが必要です。

クレーン類による事故・災害の防止を

— 過去10年で死傷者1万7千人(休業4日以上) —



天井クレーンや移動式クレーン、デリック、テルハなどの「クレーン等」による災害は、減少してきたとはいえ、休業4日以上死傷災害は過去10年間で1万7千人を数え、550人もの尊い命が奪われています。

代表的な災害事例は、吊り荷の落下、玉掛けワイヤーやロープ・吊り具等の破損、吊り荷と

他の物体等の間での挟まれ、高所の機体等からの墜落、クレーン等の機体・構造部分の折損、倒壊・転倒などです。

作業方法では、運転操作および玉掛け方法の不適切、合図の不徹底によるものが大部分を占めています。

クレーン等の災害を防止するためには、「クレーン等安全規則」等法令で定められた運転方法、規格や保守・点検を遵守するとともに、次の事項を徹底することが必要です。

- ① 取り扱っているクレーン等の構造や機能等を熟知して、定められた方法で取り扱う。
- ② 玉掛け用具、クレーン等の作業前点検を的確に行う。
- ③ クレーンの運転や玉掛け作業は、資格者が定められた作業基準に従って行う。
- ④ 吊り荷の下に立ち入らない、入らせない。
- ⑤ 定められた安全帽、安全靴、手袋などの保護具等の使用励行。
- ⑥ 作業前に作業場所、作業範囲、作業方法、合図の方法等を打ち合わせ確認を行う、など。